資料３

独立行政法人評価の概要

平　成　２　４　年　９　月
内　閣　府　宇　宙　戦　略　室

目次

１. 独立行政法人とは

２. 独立行政法人の業務運営の流れ

３. 評価のしくみ

４. 独立行政法人評価委員会の主な役割

1. 独立行政法人とは

独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間にゆだねると実施されないおそれのあるものなどを実施する法人です。

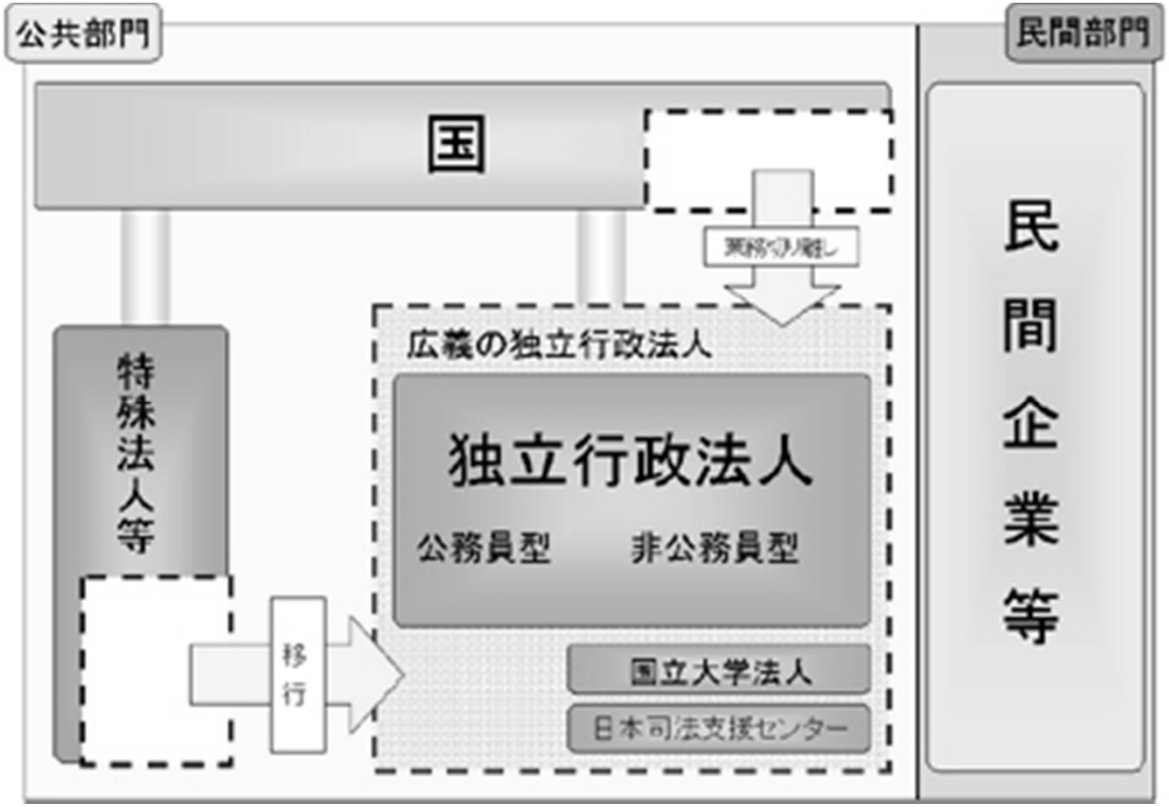

（出所：総務省ホームページ）

2. 独立行政法人の業務運営の流れ

主務大臣は、達成すべき業務運営の目標として、法人ごとに3～5年の中期目標を定め、各法人はこの中期目標に基づいて中期計画及び年度計画を策定し、計画的な業務遂行を行います。独立行政法人の業務実績については、毎年度及び中期目標期間終了時に第三者機関による評価が行われます。また、中期目標期間終了時にはさらに法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われます。

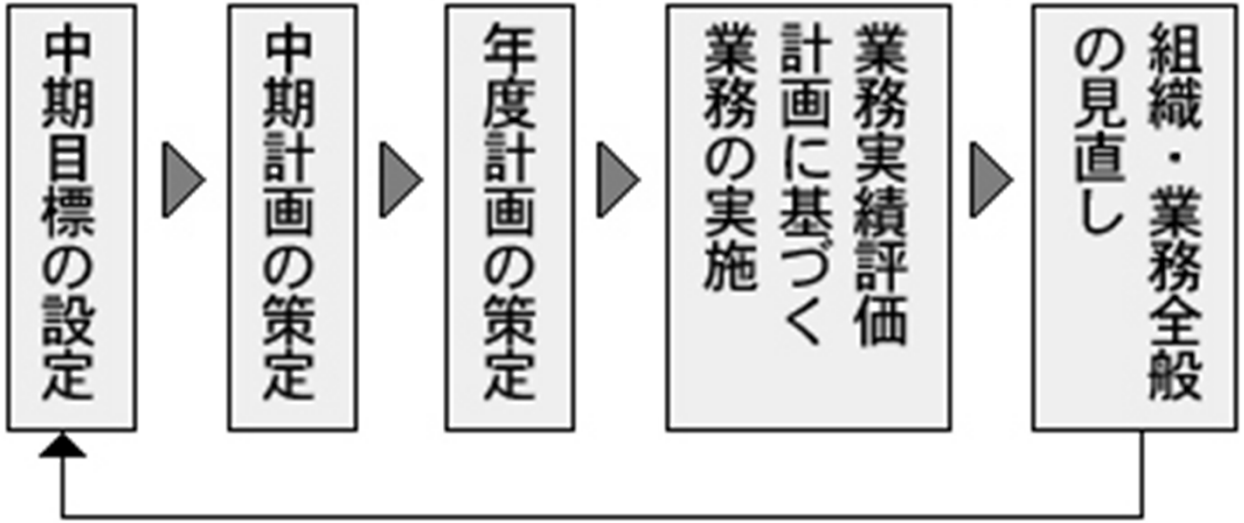

（出所：総務省ホームページ）

３．評価のしくみ

独立行政法人の評価は、第三者機関である各**府省の独立行政法人評価委員会**（注）と**総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会**（事務局：行政評価局）が主体となって実施されています。政策評価・独立行政法人評価委員会は、(1)各法人の業務実績に関する2次評価を行い、(2)中期目標期間の終了時には法人の事務・事業の見直しについて指摘を行います。

（注）内閣府の事務局
① 内閣府独立行政法人評価委員会は大臣官房政策評価広報課
② JAXA分科会は宇宙戦略室

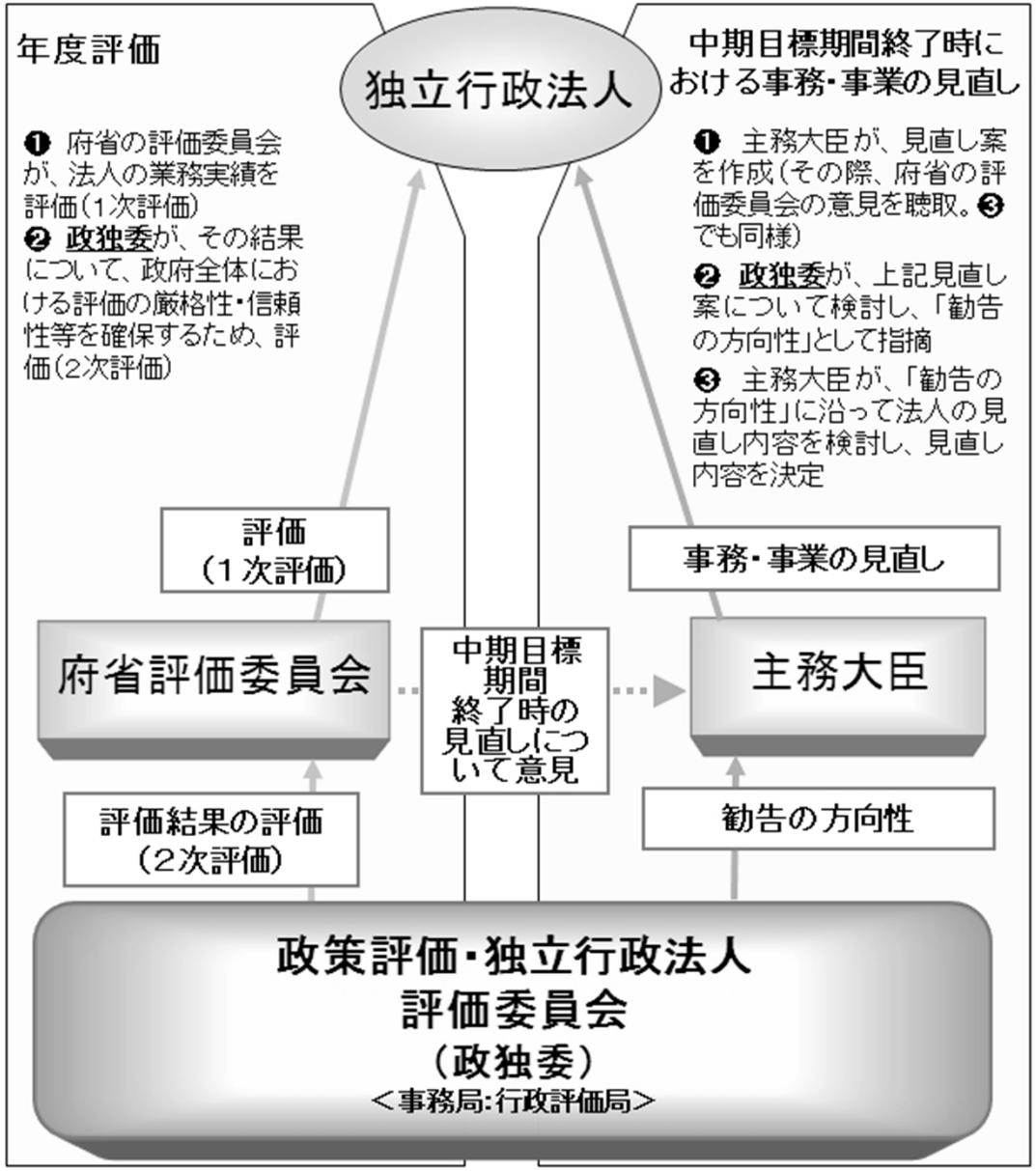

（出所：総務省ホームページ）

４. 独立行政法人評価委員会の主な役割

① 中期目標の作成又は変更

・主務大臣が独立行政法人に対して指示する中期目標（３～５年の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標）の作成又は変更に際して、意見を述べることが出来る。

② 中期計画の認可

・独立行政法人が主務大臣から中期目標の指示を受けたとき、法人は中期計画（中期目標を達成するための計画）を作成し主務大臣に認可を受ける必要があり、その認可に際して意見を述べることが出来る。

③ 独立行政法人の年度業績評価

・独立行政法人制度においては、法人の業務の効率的・効果的な実施を実現するため、主務大臣が一般的監督を行わず、法人運営は法人の自律性を基本としている。一方で、独立行政法人の担う業務の公共性及び透明な業務運営の確保の観点から、各事業年度の業務の実績についてチェックとその結果の公表が必要である。このため、独立行政法人評価委員会が業務の実績の評価を行い、その結果の公表を行うこととなっている。

④中期目標期間終了時の組織・業務全般にわたる見直し

・独立行政法人は、定期的に組織・業務を見直しを行うのが制度上の特長であり、具体的には、主務大臣は、中期目標期間の終了時に法人の組織・業務の全般にわたり検討を行い、業務の継続、業務運営の方法、組織の在り方、役員の人事等に反映させるよう措置を講ずることとなっている。この際、評価委員会は、見直しの内容について意見を述べることができる。